

議案第44号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成8年4月30日

三朝町長 安田 真一郎

平成8年4月30日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第10条」を「第10条第1項」に、「同条」を「同条同項」に改める。

第10条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「14,700円」を「17,150円」に、「15,000円」を「17,500円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「235,000円」を「240,000円」に、「9,800円」を「12,250円」に、「10,000円」を「12,500円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき340,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,900円

イ 世帯別平等割額 1世帯について 5,000円

第10条に次の2項を加える。

2 町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

3 第1項第3号の規定による減額を受けようとする納税義務者は、4月30日（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内又は4月30日のいずれか遅く到来する時期）までに、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

附則第2項中「第10条」を「第10条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第5項及び第6項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 平成8年度分の国民健康保険税に限り改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項中「4月30日」とあるのは「5月10日」とする。